造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。）に係るものにあっては、五千万円）を超えるものであること。

［二　略］

（法第二十六条に規定する総務省令で定める場合）

第三条　法第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

一　不動産取得税　同意日から令和五年三月三十一日までに対象施設を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

［二　略］

附　則

［１　略］

２　当分の間、普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第四十八条（同令附則第十条の四において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける市町村に係る第一条の適用については、「地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額」とあるのは「合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。以下この条において同じ。）が当該年度の四月一日現在においてすべてなお従前の区域をもって存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を合算して得た額」とし、「同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額」とあるのは「各合併関係市町村につきそれぞれ同令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額を合算して得た額」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第七条　東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十三年総務省令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第四十三条に規定する総務省令で定める場合）	（法第四十三条に規定する総務省令で定める場合）
第一条　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第四十三条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。	**第一条**　［同上］
一　事業税　法第四条第九項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第一項、第十条の五第一項、第十七条の二第一項、第十七条の五第一項、第十八条の四第一項、第二十五条の二第一項、第二	一　事業税　法第四条第九項（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から平成三十三年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十